

11—01 P U D T

審判等の番号の通知

1. 特許庁長官は、審判、再審又は判定が請求されたとき、特許（商標登録）異議の申立て等があったときは、その請求等に審判等の番号を付す。審判等の番号体系は、別紙のとおり。
2. 特許庁長官は、審判、再審又は判定が請求されたときは、以下の様式1により当該審判等の番号を当事者に通知する。特許（商標登録）異議の申立てがあったときは、以下の様式2による当該異議事件の番号等を特許（商標登録）異議申立人及び権利者に送付する（特施規 § 48①、特施規 § 50の16、実施規 § 23⑩、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥、特施規 § 40、実施規 § 23⑦、意施規 § 19⑤、商施規 § 22④、特施規 § 45の6、商施規 § 22⑤）。

拒絶査定不服審判請求について、請求人がオンラインで受領するときには、様式3の受領書が送信される。

また、審判官の除斥・忌避の申立て又は証拠保全の申立てがあったときは、当該申立事件の番号を申立人に通知する。
3. 無効（延長登録無効、取消も含む。）審判の被請求人（権利者）に対しては、審判請求書副本を送達する（特 § 134①、実 § 39①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）ときに、審判番号並びに合議体を構成する審判官及び審判書記官の氏名（→12—01）を通知する。特許（商標登録）異議の申立てについては、特許権者が在外者の場合は特許管理人、それ以外の場合は特許権者並びに直前の手続を行った代理人、及び特許異議申立人に異議番号を通知する。

審判番号体系一覧

種別	H19～	～H05	H06～H07	H08	H09	H10～H11	H12	H13～ H15	H16～		
拒絶査定不服審判	000001 ～ 199999	00001 ～ 50000	00001 ～ 40000			35001 ～ 39000 (平成16年3月末受付分まで)	00001 ～ 30000		80001 ～ 88000		
取消審判	300001 ～ 349999						30001 ～ 35000				
無効審判(特許・旧実用)	800001 ～ 849999										
無効審判(意匠)	880001 ～ 889999										
無効審判(商標)	890001 ～ 899999										
訂正審判	390001 ～ 399999						39001 ～ 40000				
無効審判(新実用)	400001 ～ 409999						40001 ～ 50000				
補正却下決定不服審判	500001 ～ 509999	50001 ～ 60000									
判定	600001 ～ 609999	60001 ～ 70000					60001 ～ 65000				
マ ド リ ッ ド ブ ロ ト コ ル	拒絶査定不服審判	650001 ～ 669999						65001 ～ 66000			
	取消審判	670001 ～ 679999						66001 ～ 67000			
	無効審判	680001 ～ 684999						67001 ～ 68000			
	異議申立	685001 ～ 689999						68001 ～ 69000			
	補正却下決定不服審判	690001 ～ 694999						69001 ～ 69500			
	判定	695001 ～ 695999						69501 ～ 69600			
	再審	696001 ～ 696999						69601 ～ 69700			
	除斥	697001 ～ 697999						69701 ～ 69800			
忌避	698001 ～ 698999						69801 ～ 69900				
証拠保全	699001 ～ 699999						69901 ～ 69999				
異議申立(特許・旧実用) (平成8年1月～平成15年12月)				70001～95000	70001 ～ 90000						
異議申立(特許) (平成27年4月～)	700001 ～ 749999										
異議申立(商標)	900001 ～ 909999				90001 ～ 95000						
再審	950001 ～ 960000	70001 ～ 80000		95001 ～ 96000							
除斥	960001 ～ 970000	80001 ～ 85000		96001 ～ 97000							
忌避	970001 ～ 980000	85001 ～ 90000		97001 ～ 98000							
証拠保全	980001 ～ 999999	90001 ～ 95000		98001 ～ 99000			98001 ～ 99999				

様式1 審判番号通知（審判、判定）

審判番号通知	お知らせ
<p style="text-align: right;">平成 年 月 日 特許庁長官</p> <p>(特許 第1234567号)</p> <p>請求日 平成 年 月 日 審判(判定)請求書が提出されましたので、審判番号をお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>無効(判定) 20XX-X00001</p>	<p>1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。</p> <p>2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を置き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。</p>
<hr/> <p>この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 審判課第X担当 審判 太郎 電話 03(3581)1101 内線 69XX ファクシミリ 03(3584)XXXX</p>	

様式2 異議番号通知

異議番号通知	お知らせ
<p style="text-align: right;">平成 年 月 日 特許庁長官</p> <p>(商標登録 第1234567号)</p> <p>申立日 平成 年 月 日 異議申立書が提出されましたので、異議番号をお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>異議 20XX-900001 申立番号 01</p>	<p>1. 審判事件または異議事件に関する手続をするときは、必ずこの審判番号または異議番号を記載してください。</p> <p>2. 電子計算機による漢字処理のため、文字等を置き換えて表現している場合がありますのでご了承ください。</p>
<hr/> <p>この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。 審判課第X担当 審判 太郎 電話 03(3581)1101 内線 69XX ファクシミリ 03(3584)XXXX</p>	

(注) 「記」の下の「異議20XX-X00001」が異議番号。その下の「申立番号」は、同一の特許（商標）権に対する異議の申立てごとに付される一連の番号であり、異議番号ではない。

様式 3

受領書

平成 26 年 7 月 3 日
特 許 庁 長 官

識別番号 1 0 0 1 2 3 4 5 6
氏名 (名称) 基幹 太郎

様

以下の書類を受領しました。

項番	書類名	整理番号	受付番号	提出日	出願番号通知(事件の表示)
1	1審判請求書	H-1-003-04	51400035972	平成26.7.3	不服2014- 188 (特願2014-430003)
1	1審判請求書	H-1-020-05	51400035973	平成26.7.3	不服2014- 189 (特願2014-430010)
1	1審判請求書	H-1-137-03	51400035974	平成26.7.3	補正2014-500049 (商願2014-201004)

以上

(改訂H27.2)